

平成 27 年兵庫県立大学工学研究科規程第 8 号
兵庫県立大学工学研究科人権啓発委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学人権啓発委員会規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 96 号）第 8 条第 4 項及び兵庫県立大学工学研究科教授会規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科人権啓発委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権問題の啓発に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関すること。
- (3) 地域改善問題の啓発に関すること。
- (4) その他人権問題に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部学生部長
- (2) 委員長の指名した委員 6 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、工学研究科長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、兵庫県立大学人権啓発委員会の委員として、当該委員会に出席するものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査部会)

第 8 条 委員会は、必要と認めた場合は、調査部会を設置することができ、調査部会の構成員に委員以外の教職員を加えることができる。

- 2 調査部会の長は、委員長、副委員長又は委員をもって充てることとし、委員長が指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、姫路工学キャンパス経営部総務課で行う。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年9月16日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日一部改正)

この規程は令和2年4月1日から施行する。